

企画振興部

総務企画委員会

【議案関係資料】

(当初予算関係)

2月19日提出

令和8年第1回定例会（2月議会）予算及び付託議案審査関係資料（当初関係）

令和8年2月19日
企画振興部

【予算関係】

総合政策課	「県民が主役の秋田へ」共創アクション推進事業について（新規）	・・・	4
マーケティング戦略室	マーケティング戦略推進事業について	・・・	7
市町村課	県議会議員選挙費について	・・・	9
	市町村振興資金貸付金について	・・・	11
デジタル政策推進課	電子県庁基盤システム再構築事業（認証基盤システムクラウド対応事業） について	・・・	12
	行政情報ネットワーク再構築事業に係る債務負担行為の設定について	・・・	14
調査統計課	令和8年度に実施する主な統計調査について	・・・	16
国際課	あきた多文化共生支援事業について（新規）	・・・	20

【議案関係】

市 町 村 課	「市町村への権限移譲の推進に関する条例の一部を改正する条例案」について（議案第76号）	・・・24
デジタル政策推進課	「秋田県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例案」について（議案第77号）	・・・28
	「秋田県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案」について（議案第78号）	・・・34

本資料の一部には、Geminiにより生成した画像を使用しています

「県民が主役の秋田へ」共創アクション推進事業について（新規）

総合政策課

1 目的

県内の多様な主体が県のビジョンに自らの夢や挑戦を重ね合わせながら、2040年の秋田の姿に向かって共に取り組む環境を構築するため、ブロードリスニングや地域共創空間の構築等を実施する。

2 内容

（1）ブロードリスニング機能構築事業

県民意見の解像度を高めて県政に反映させるための取組を行う。

- ・多様な声を広く収集し、AI技術を用いて分析するブロードリスニングの実施
- ・県民等が意見やアイデア等を自由に書き込むことのできる「意見投稿プラットフォーム」の構築

（2）地域共創空間構築事業

県民から集まった意見やアイデアを具体的な活動につなげるため、多様な主体が出会い、連携する地域共創空間を創出する。

- ・多様な主体のマッチング等を図る「共創の場」の構築
- ・つながりづくりと共創への伴走支援

（3）「2040年の秋田の姿」に向けた県民参加促進事業

総合計画の内容を「じぶんごと」として理解する機会を生み出し、共に取り組むきっかけをつくるための情報発信を行う。

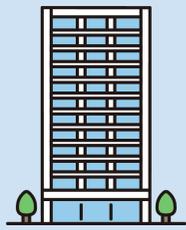
- ・秋田を選択して活躍するプレイヤーの取組や想いにフォーカスしたショート動画の制作・発信等

3 予算額

19,947千円 (⊖19,947千円)

(1) ブロードリスニング機能構築事業	8,965千円	〔 委託料	8,965千円 〕
	※委託料内訳		
	・ブロードリスニングの実施		3,520千円
	・意見投稿プラットフォーム構築		5,445千円
(2) 地域共創空間構築事業	8,404千円	〔 旅費、需用費	297千円 〕
		委託料	8,107千円 〕
	※委託料内訳		
	・共創の場の構築・運営		8,107千円
(3) 「2040年の秋田の姿」に向けた県民参加促進事業	2,578千円	〔 委託料	2,578千円 〕
	※委託料内訳		
	・ショート動画の制作・発信等		2,578千円

「県民が主役の秋田へ」 共創アクション推進事業 事業イメージ



県外企業

#地方での事業展開
#社会問題の解決

・秋田での将来がイメージできない...
・秋田にはどんな仕事・暮らしがある？



学生・若い世代

#将来のイメージ
#県内企業・地元人材との接点

・意見が県政に反映されてほしい
・暮らしの困りごとを改善したい



県民

#意見反映 #困りごと解決
#アイデア提案

・秋田をフィールドに活躍したい
・同じ想いの人と共に取り組みたい



プレイヤー・企業・団体

#横のつながり #実績づくり
#地域への関わり



各部署

#プレイヤー参加
#地域課題解決

連携

連携

共創：県民と共に取り組む

－目的－

様々な主体が一体となって共創する機運を醸成

2040年の姿に向かって多様な主体と取り組む

(2) 地域共創空間構築事業【共に創る】 一体となって取り組む“共創”構築



多様な主体による
出会い・連携

・多様な主体が出会い連携する場の創出
・ニーズやアイデアに基づく新たな取組創出

ノウハウの共有
新たなステップへ

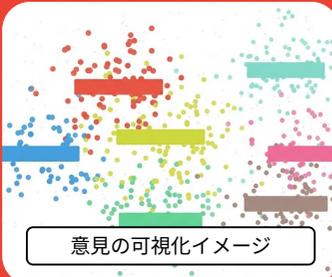
・ニーズを解決に近づけた実際の取組の共有
・個々の取組へのノウハウ反映、精度向上

価値の創出
コミュニティ形成

・県内全域をフィールドとした
つながりづくりと共創への伴走支援

(1) ブロードリスニング機能構築事業【聞く・集める】

県民意見の徹底的な解像度向上



意見の可視化イメージ

蓄積された意見の
分析・整理

・県民意識調査等のブロードリスニング
(過年度分の分析を含む経年変化把握)

県民ニーズの
見える化

・意見投稿プラットフォームの構築
・ニーズやアイデアの共有、蓄積

(3) 「2040年の秋田の姿」に向けた県民参加促進事業【伝える・広げる】

取組や想いの共有・連鎖



秋田を選択する
きっかけづくり

・「2040年の秋田」に向けた
取組や想いの発信、共有

県政への参加促進
意見できる雰囲気醸成

・Instagramを活用した
県民等との双方向の
コミュニケーション継続

マーケティング戦略推進事業について

マーケティング戦略室

1 目的

施策の精度を高めるとともに、確かな成果につなげるため、庁内におけるマーケティング手法の活用に向けた取組を強化し、マーケティング思考の浸透を本格化する。

2 内容

(1) マーケティング戦略推進体制整備事業

① 外部アドバイザーの招へい

施策の立案や実施段階において精度を高めるため、外部アドバイザーを招へいする。

② デジタルマーケティングに係るアドバイザー業務委託（2月補正で債務負担行為を設定）

SNSやウェブサイト等のデジタルマーケティングに対するアドバイザー業務を委託する。

(2) マーケティング調査・分析ツール活用事業

施策のターゲット等を精緻化し、精度を高めるため、人流及び検索データを調査・分析するツールを活用する。

3 予算額

29,466千円（ \ominus 29,466千円）

(1) マーケティング戦略推進体制整備事業	23,976千円	報酬、旅費等	16,792千円
		委託料	7,184千円
		※委託料内訳	
		・アドバイザー費	7,184千円

(2) マーケティング調査・分析ツール活用事業	5,490千円	使用料及び賃借料	5,490千円
-------------------------	---------	----------	---------

県議会議員選挙費について

市町村課

1 目的

令和9年4月に執行見込みの第21回秋田県議会議員一般選挙に当たり、市町村に事務経費を交付するとともに、投票用紙の印刷や候補者交付物件の制作等を実施し、適正かつ円滑に選挙を執行する。

2 内容

(1) 選挙事務費市町村交付金（市町村執行分）

ポスター掲示場や投票所、期日前投票所の設置等に要する経費を交付する。

(2) 選挙公営・事務費（県執行分）

投票用紙の印刷や、候補者交付物件の制作を行う。

3 予算額

210,967千円（ \ominus 210,967千円）

(1) 選挙事務費市町村交付金（市町村執行分）	199,672千円	
（ポスター掲示場費	66,991千円	）
投票所経費、期日前投票所経費	51,840千円	
その他（人件費、通信費等）	80,841千円	
(2) 選挙公営・事務費（県執行分）	11,295千円	
（投票用紙印刷費、候補者交付物件制作費	7,604千円	）
その他（人件費、通信費等）	3,691千円	

【参考1】全体予算額

(単位:千円)

区 分	令和8年度	令和9年度	計
選挙事務費市町村交付金	199,672	366,098	565,770
選挙公営・事務費	11,295	178,198	189,493
計	210,967	544,296	755,263

【参考2】過去の選挙期日

第18回 平成27年 4月12日(日)

第19回 平成31年 4月7日(日)

第20回 令和5年 4月9日(日)

※第21回秋田県議会議員一般選挙の選挙期日は、令和8年11月頃に臨時特例法で定められる予定である。

市町村振興資金貸付金について

市町村課

1 目的

市町村等が実施する社会資本の整備や地域の特色を生かした自主的・主体的な地域づくりを推進するため、無利子又は低利の貸付を行う。

2 内容

市町村等が実施する公共施設又は公用施設の整備に要する経費の財源として貸付を行う。

貸付区分	主な貸付対象	貸付利率
一般貸付	公共施設又は公用施設整備事業	貸付日現在の財政融資資金の貸付利率
特別貸付	過疎地域持続的発展市町村計画に基づく事業	一般貸付利率から2%減じた率(下限:0.001)
特例措置貸付	公共施設等総合管理計画に基づいて行う除却事業	無利子

3 予算額

歳入内訳	〔	繰越金	502,480千円	}	※市町村振興資金元利償還金
		諸収入	1,297,745千円		
歳出内訳	〔	貸付金	1,800,000千円	}	
		旅費	225千円		
		1,800,225千円			

【参考】直近5か年の貸付金実績(見込)額

(単位:千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
当初予算額	1,800,000	1,600,000	1,600,000	1,800,000	1,800,000
実績(見込)額	630,300	792,600	1,471,800	1,712,900	1,758,900

※令和6年度のみ「当初予算額」欄を2月補正後の数値としている。

電子県庁基盤システム再構築事業（認証基盤システムクラウド対応事業）について

デジタル政策推進課

1 目的

業務システムのクラウドシステム化に伴うセキュリティリスクを低減するとともに、今後のシステム更新によるセキュリティコストのかかり増しの抑制等を図るため、新たな認証基盤システム構築に向けた基本設計等を行う。

2 内容

現在の認証基盤システムはオンプレミスシステムを前提として構築しているが、近年クラウドシステムの利用が主流となっているため、本事業においてシステムのクラウド化に対応した新たな認証基盤システムの構築を目指す。

具体的には、なりすましによる不正アクセスが可能な現在のID・パスワードを入力する認証方式（代理入力方式）から、一般的なクラウドシステムで用いられる認証連携方式への移行に対応するほか、ゼロトラストの考え方を取り入れることによりセキュリティ対策を強化した認証基盤の構築に向けて、専門的な知見を有する事業者の基本設計等を委託する。

3 予算額

42,900千円（ \ominus 42,900千円）

〔委託料	42,900千円〕
※委託料内訳	
・調査業務費	21,863千円
・設計業務費	21,037千円

【参考】 認証基盤システムクラウド対応事業

	(現在) 代理入力方式		(新) 認証連携方式	
イメージ	<p>認証基盤システム ログイン情報 (ID・パスワード) の自動入力</p>		<p>認証基盤システムへ多要素認証でログイン ID・パスワードに頼らない認証 (通行証)</p>	
仕組み	セキュリティ △	ID・パスワードを代理で入力しログイン	セキュリティ ○	認証サーバが発行する証明書等を受け渡してログイン
パスワード管理	△	各システムでパスワードを管理 認証基盤システムにパスワードを提供	○	各システムではパスワードを保持しない 認証サーバのみがパスワードを管理
ログインチェック	△	システムログイン時に権限をチェック	○	システムログイン時だけでなく、アクセス場所や端末なども併せて権限をチェック
ゼロトラストへの適合	△	業務システムがクラウド化する過渡期には有効だが、ゼロトラストには機能が不足	○	ゼロトラスト対策の標準的な手法
総評	クラウド移行が困難なシステムなどへの汎用性はあるが、セキュリティレベルは低い		厳格な本人認証が行われるため、不正アクセスやなりすまし防止などにおいてセキュリティレベルが高い	

認証基盤システム : 各職員が利用する行政事務用端末へのログイン及び業務システムへアクセスする際のログインを制御するためのシステム

オンプレシステム : 自社内に物理的なサーバ等を構築し、運用する仕組み

クラウドシステム : インターネットを通じて外部サーバによるサービスなどを利用する仕組み

ゼロトラスト : 「何も信用しない」という前提のもと、全てのアクセスにおける認証・認可、必要最小限の権限付与、監視・分析の常態化を行うセキュリティ対策

行政情報ネットワーク再構築事業に係る債務負担行為の設定について

デジタル政策推進課

1 概要

各職員が行政事務用端末から庁内の各業務システムに接続するための「行政情報ネットワーク」を構成する機器等が、令和9年12月末に更新期限を迎えることから、機器等の更新を行う。

2 債務負担行為限度額

217,468千円 (⊖217,468千円)

(委託料 207,044千円
使用料及び賃借料 10,424千円)

※委託料内訳

・ネットワーク機器更新作業費	104,016千円
・サーバー等機器更新作業費	82,302千円
・導入・展開作業費	12,396千円
・機器保守費	8,330千円

3 債務負担行為の設定理由

行政情報ネットワークの更新に当たっては、職員が在籍する全公所において機器等の更新が必要であり、期限までに更新作業を完了させるためには令和8年度に着手する必要がある。

令和8年度に実施する主な統計調査について

調査統計課

1 令和8年経済センサス - 活動調査

(1) 目的

全産業分野の事業所・企業の経済活動を全国的及び地域別に明らかにする。

(2) 内容

① 調査の概要

- ・調査期日 令和8年6月1日（5年ごとに実施）
- ・調査対象 全ての事業所（約46,600事業所）
- ・調査項目 名称、所在地、従業者数、主な事業の内容、売上高・費用等
- ・結果の公表 令和9年5月～令和10年3月（順次公表）

② 事務の概要

調査書類の審査や市町村への交付金交付等

(3) 予算額

80,658千円（国：80,612千円、諸：31千円、 \ominus 15千円）

※国庫支出金：統計調査地方公共団体委託費

報酬、共済費	7,200千円
旅費、需用費、使用料及び賃借料等	6,041千円
負担金補助及び交付金	67,417千円

2 令和8年社会生活基本調査

(1) 目的

国民の生活時間の配分や自由時間における主な活動について調査し、国民の社会生活の実態を明らかにする。

(2) 内容

① 調査の概要

- ・調査期日 令和8年10月20日（5年ごとに実施）
- ・調査対象 国が指定する調査区において選定した世帯及び世帯員
- ・調査項目 生活時間の配分やボランティア、趣味・娯楽、スポーツ等の活動状況
- ・結果の公表 令和9年9月～12月（順次公表）

② 事務の概要

調査員の確保、調査票の配布及び回収、調査書類の審査等

(3) 予算額

15,149千円（国：15,133千円、諸：1千円、 \ominus 15千円）

※国庫支出金：統計調査地方公共団体委託費

報酬（調査員、審査補助員）	10,433千円
需用費、役務費、使用料及び賃借料等	4,716千円

【参考】

令和8年度に実施する統計調査

国の委託調査

番号	名 称	目 的	基準日等	対 象 等	結果の活用方法
1	経済センサス - 活動調査	全産業分野の事業所・企業の経済活動を全国的及び地域別に明らかにする。	5年ごと 6月1日	全ての事業所（約46,600事業所）	<ul style="list-style-type: none"> 地域の産業振興、商店街や中心市街地の活性化のための施策 民間企業における経営計画の策定などの基礎資料
2	社会生活基本調査	国民の生活時間の配分や自由時間における主な活動について調査し、国民の社会生活の実態を明らかにする。	5年ごと 10月20日	国が指定する調査区において選定した世帯及世帯員（前回調査：20市町、131調査区、1,572世帯）	<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画、ワーク・ライフ・バランス関係の各種施策の数値目標や基礎資料 仕事と生活の調和推進のための行動指針 少子化社会対策大綱 男女共同参画基本計画
3	学校基本調査	学校数、学級数、児童数等の学校に関する基本的事項を把握する。	毎 年 5月1日	小・中・高等学校、幼稚園、認定こども園、特別支援学校、専修学校、各種学校（約480校）	<ul style="list-style-type: none"> 学校教育行政上の基礎資料 地方交付税算定の基礎資料
4	学校保健統計調査	児童・生徒及び幼児の発育、健康状態を把握する。	毎 年 4～6月	小・中・高等学校、幼稚園及び認定こども園（148校）	<ul style="list-style-type: none"> 学校保健行政上の基礎資料
5	労働力調査	国民の就業及び不就業の状態を把握する。	毎 月	約400世帯	<ul style="list-style-type: none"> 失業率算出 景気判断や雇用対策等の基礎資料
6	小売物価統計調査	商品小売価格、サービス料金及び家賃の価格の変化を把握する。	毎 月	【動向編】 ・価格調査（秋田市、横手市の約280店舗） ・家賃調査（22事業所） 【構造編】 ・地域別価格差調査（大館市、大仙市の8店舗）	<ul style="list-style-type: none"> 政府の月例経済報告の基礎資料 消費者物価指数算定の基礎資料 経済政策等の基礎資料

番号	名称	目的	基準日等	対象等	結果の活用方法
7	家計調査	2人以上の世帯及び単身世帯の家計収支の実態を把握する。	毎月	<ul style="list-style-type: none"> 2人以上の世帯 秋田市(96世帯)、大館市(24世帯) 単身世帯 秋田市(8世帯)、大館市(2世帯) 	<ul style="list-style-type: none"> 政府の月例経済報告の基礎資料 経済政策等の基礎資料
8	毎月勤労統計調査	雇用、給与及び労働時間について、毎月の動向を把握する。	毎月	常用労働者数別 <ul style="list-style-type: none"> 第1種(30人以上) 約320事業所 第2種(5～29人) 約240事業所 	<ul style="list-style-type: none"> 厚生労働省における失業給付や休業補償の算定の基礎資料 秋田県景気動向指数や各種機関の貸金・労働時間等の動向把握
	毎年 7月31日		<ul style="list-style-type: none"> 常用労働者1～4人 約480事業所 		

県の単独調査

番号	名称	目的	基準日等	対象等	結果の活用方法
9	秋田県県民経済計算	県内の経済活動の状況を計量把握する。	毎年度	生産、分配、支出の3面から捉えた県経済の規模、構造、成長率、所得水準等	<ul style="list-style-type: none"> 県経済の分析や諸施策の基礎資料
10	秋田縣市町村民経済計算	市町村内の経済活動の状況を計量把握する。	毎年度	市町村の経済規模、構造、成長率、所得水準等	<ul style="list-style-type: none"> 市町村経済の分析や諸施策の基礎資料
11	秋田県景気動向指数	各種経済指標に基づき県内景気の動向を把握する。	毎月	県内景気動向に関連する23の指標	<ul style="list-style-type: none"> 県内景気の状態について判断するための基礎資料
12	秋田県鉱工業生産指数作成調査	本県の鉱工業の生産動向を把握する。	毎月	鉱工業総合130品目を生産する主な事業所(約170事業所)	<ul style="list-style-type: none"> 秋田県景気動向指数等各種景気動向分析の基礎資料
13	秋田県年齢別人口流動調査	本県の年齢別・男女別人口及び世帯の移動状況を把握する。	毎月	市町村	<ul style="list-style-type: none"> 人口対策等各種施策の基礎資料
14	秋田県人口移動理由実態調査	人口移動の理由について、実態を把握する。	毎月	転出入者	<ul style="list-style-type: none"> 人口対策等各種施策の基礎資料

あきた多文化共生支援事業について（新規）

国際課

1 目的

近年増加する在住外国人と県民が互いに異なる文化や習慣等を理解し、誰もが暮らしやすい地域社会を構築するため、多文化共生社会の実現に向けた取組を推進する。

2 内容

（1）秋田県多文化共生推進会議の開催

本県の多文化共生に関する取組の方向性を協議するため、有識者で構成する秋田県多文化共生推進会議を開催する。

- ・開催回数 年3回
- ・委員構成 学識経験者、民間企業、市町村等

（2）在住外国人へのアンケート調査の実施

本県の多文化共生施策に反映させるため、県内在住外国人のニーズ等についてアンケート調査を実施する。

- ・調査対象 県内在住外国人
- ・調査内容 基本情報（国籍や在留資格等）、日本語能力や学習方法、生活情報等の入手方法、災害への備えや知識の有無、地域とのかかわり、行政への要望等
- ・言語 やさしい日本語、英語、中国語、韓国語、ベトナム語、タガログ語、インドネシア語、ミャンマー語

(3) 多文化共生市町村研修会の開催

全国の先進事例やアンケート調査結果を各市町村と共有する研修会を開催し、県内市町村における多文化共生の取組を支援する。

- ・開催回数 年3回
- ・対象 県内市町村多文化共生担当者

(4) あきたで暮らすためのガイドブックの制作

在住外国人が地域の一員として円滑に日常生活を送ることができるよう、県内での生活情報を集約した「あきたで暮らすためのガイドブック」を多言語で制作する。

- ・内容 生活情報（日常生活、医療、子育て等）、生活マナー、県内の日本語教育関連情報、災害時の対応、クマ被害防止対応、外国人相談窓口、秋田県の基本情報等

(5) 在住外国人が県民と学ぶ防災セミナーの開催

在住外国人が県民と災害時の行動等を交流しながら学ぶセミナーを開催する。

- ・開催回数 年3回
- ・開催場所 県内3か所（県北、県央、県南）
- ・対象 県内在住外国人、県民

(6) あきた地域国際フェスティバルの開催

在住外国人が自国の文化を紹介しながら県民との交流を深めるフェスティバルを開催する。

- ・開催回数 年1回
- ・開催場所 県北
- ・対象 県内在住外国人、県民

3 予算額

6, 264千円 (⊖6, 264千円)

報償費	333千円
旅費	214千円
需用費、使用料及び賃借料等	245千円
委託料	5,472千円

※委託料内訳

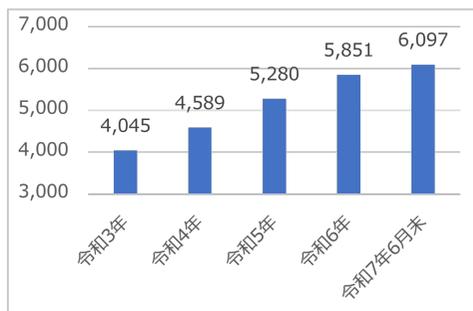
- ・在住外国人へのアンケート調査 2,365千円
- ・あきたで暮らすためのガイドブックの制作 1,842千円

現状

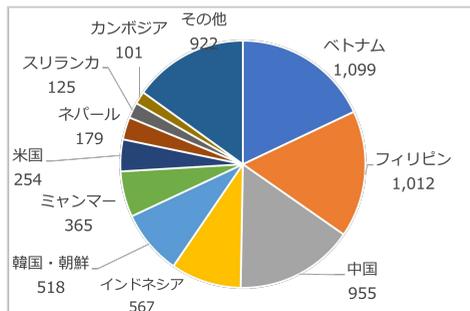
- ・在住外国人数は令和7年6月末時点で6,097名と過去最多を更新
- ・外国人材の増加にともない、ベトナムやインドネシアなど東南アジア出身者が増え、国籍も多様化
- ・県内での日本語学校開校により、地域で暮らす留学生が増加



本県における在住外国人数の推移



国籍別の本県の在住外国人数



課題と取組の方向性

共通

- ・在住外国人のニーズの多様化
- ・在住外国人への市町村の対応力強化

- ・在住外国人のニーズの把握
- ・市町村の取組を支援

生活に関すること

- ・行政手続きや生活ルールなどの理解不足

- ・在住外国人への相談体制整備
- ・生活情報発信の強化

コミュニケーションに関すること

- ・言語の壁によるコミュニケーションの不足

- ・日本語教育環境の充実

相互理解に関すること

- ・在住外国人増加に伴う漠然とした不安を感じる住民の増加
- ・交流機会の不足

- ・県民と在住外国人が触れ合う機会を創出

具体的な取組

生活支援

・【新】多文化共生有識者会議の開催

- ・外国人相談センターの設置・運営
- ・県内各地での出張専門相談会開催
- ・地域外国人相談員の配置
- ・【新】あきたで暮らすためのガイドブック制作

コミュニケーション支援

・【新】在住外国人アンケート調査

- ・【新】オンライン日本語教室の開設
- ・日本語教育学習支援者の養成
- ・日本語教育総括コーディネーターの配置
- ・やさしい日本語キャラバン
- ・日本語教育理解促進のためのフォーラム開催

相互理解

・【新】多文化共生に向けた市町村の取組支援

- ・【新】あきた地域国際フェスティバルの開催
- ・【新】在住外国人が県民と一緒に学ぶ防災セミナーの開催
- ・国際理解講座(出前講座)
- ・JETプログラムによる外国人との交流機会の創出

「市町村への権限移譲の推進に関する条例の一部を改正する条例案」について（議案第76号）

市町村課

1 改正理由

知事等の権限に属する事務の市町村への移譲の推進を図るため、権限移譲対象事務に保育所等における被措置児童等虐待（※）への対応事務を加える等の必要がある。

※保育所や幼稚園等を利用している児童が、当該施設の職員等から受ける虐待。

2 改正内容

(1) 権限移譲対象事務に保育所等における被措置児童等虐待への一連の対応事務を加える。

① 事務の内容

移譲対象事務	内容
通知の受理	施設職員による虐待の通報（一般通告等）があった旨の通知を受ける。
事実確認	通報等を受け、虐待の有無等を調査する。
安全確保措置	施設への指導・助言等を行う。
審議会等への報告	措置内容を審議会等に報告する。
知事への報告（公立幼稚園のみ）	毎年度、所管する施設に係る虐待の状況等を知事に報告する。

② 対象施設

- ・保育所及び認可外保育施設（第6条、別表第25、別表第28、別表第28の2関係）
- ・幼稚園（別表第29の2、別表第30関係）

(2) 権限移譲対象事務から鳥獣保護管理法に基づくゴイサギの捕獲許可等の事務を除く。（別表第53関係）

3 施行期日

令和8年4月1日

新

(子育てパッケージ)
 第六条 子育てパッケージに係る権限移譲対象事務は、次の表の上欄に掲げる事務その他の事務で同表の下欄に掲げる表に定める事務とする。

一・二	略	略
三	市町村の設置する保育所に係る一般通告等があつた旨の通知の受理	略
四	私立の保育所に係る一般通告等があつた旨の通知の受理	略
五	認可外保育施設に係る一般通告等があつた旨の通知の受理	略
六・九	略	略

旧

(子育てパッケージ)
 第六条 子育てパッケージに係る権限移譲対象事務は、次の表の上欄に掲げる事務その他の事務で同表の下欄に掲げる表に定める事務とする。

一・二	略	略
三	市町村の設置する保育所の設置の届出の受理	略
四	私立の保育所の設置の認可	略
五	認可外保育施設の設置者等からの報告の徴収	略
六・九	略	略

別表第二十五(第六条関係)

権限移譲対象事務	対象市町村
一 児童福祉法(以下この表において「法」という。)第三十三条の十四第一項の規定による市町村の設置する保育所に係る一般通告等があつた旨の通知の受理	略
二 法第三十三条の十四第二項の規定による市町村の設置する保育所における被措置児童等の状況等を確認するための措置	略
三 法第三十三条の十四第三項の規定による市町村の設置する保育所の設置者に対する指導等	略
四 法第三十三条の十五第一項の規定による市	略

別表第二十五(第六条関係)

権限移譲対象事務	対象市町村
略	略

町村の設置する保育所に係る第二号に掲げる措置等の内容等の報告

五] 法 第三十五条第三項の規定による保育所の設置の届出の受理	略
六] 法 第三十五条第十一項の規定による保育所の廃止等の届出の受理	略
七] 法 第四十六条第一項の規定による市町村の設置する保育所等からの報告の徴収等	略
八] 法 第四十六条第三項の規定による市町村の設置する保育所に対する改善命令等	略
九] 法 第四十六条第四項の規定による市町村の設置する保育所に対する事業の停止命令	略
十・十一 略	略

別表第二十八(第六条関係)

権限移譲対象事務	対象市町村
一 児童福祉法(以下この表において「法」という。)第三十三条の十四第一項の規定による私立の保育所に係る一般通告等があつた旨の通知の受理	略
二 法第三十三条の十四第二項の規定による私立の保育所における被措置児童等の状況等を確認するための措置	略
三 法第三十三条の十四第三項の規定による私立の保育所の設置者に対する指導等	略
四 法第三十三条の十五第一項の規定による私立の保育所に係る第二号に掲げる措置等の内	略

別表第二十八(第六条関係)

権限移譲対象事務	対象市町村
略	略

一] 児童福祉法第三十五条第三項の規定による保育所の設置の届出の受理	略
二] 児童福祉法第三十五条第十一項の規定による保育所の廃止等の届出の受理	略
三] 児童福祉法第四十六条第一項の規定による市町村の設置する保育所等からの報告の徴収等	略
四] 児童福祉法第四十六条第三項の規定による市町村の設置する保育所に対する改善命令等	略
五] 児童福祉法第四十六条第四項の規定による市町村の設置する保育所に対する事業の停止命令	略
六・七] 略	略

五 容等の報告
 第三十五条第四項の規定による保育所の設置の認可
 六十三略

別表第二十八の二(第六条関係)

権限移譲対象事務
 一 児童福祉法(以下この表において「法」という。)第三十三条の十四第一項の規定による認可外保育施設に係る一般通告等があった旨の通知の受理
 二 法第三十三条の十四第二項の規定による認可外保育施設における被措置児童等の状況等を確認するための措置
 三 法第三十三条の十四第三項の規定による認可外保育施設設置者に対する指導等
 四 法第三十三条の十五第一項の規定による認可外保育施設に係る第二号に掲げる措置等の内容等の報告
 五 法第五十九条第一項の規定による認可外保育施設設置者等からの報告の徴収等
 六十一略

一 児童福祉法(以下この表において「法」という。)第三十五条第四項の規定による保育所の設置の認可
 二九略

別表第二十八の二(第六条関係)

権限移譲対象事務
 一 児童福祉法(以下この表において「法」という。)第五十九条第一項の規定による認可外保育施設(同項に規定する施設のうち法第六条の三第九項から第十二項まで又は第三十九条第一項に規定する業務を目的とするものをいう。以下この表において同じ。)の設置者等からの報告の徴収等
 二七略

別表第二十九の二(第六条関係)

一・二略
 権限移譲対象事務
 略
 対象市町村

別表第二十九の二(第六条関係)

一・二略
 権限移譲対象事務
 略
 対象市町村

三 学校教育法第二十八条第二項において準用する就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号。以下この表において「準用認定子ども園法」という。)第二十七条の五第一項の規定による市町村の設置する幼稚園に係る一般通告等があった旨の通知の受理
 四 準用認定子ども園法第二十七条の五第二項の規定による市町村の設置する幼稚園における入園児虐待の状況等を確認するための措置
 五 準用認定子ども園法第二十七条の五第三項の規定による市町村の設置する幼稚園の設置者に対する指導等
 六 準用認定子ども園法第二十七条の六第一項の規定による市町村の設置する幼稚園に係る第四号に掲げる措置等の内容等の報告
 七 準用認定子ども園法第二十七条の七第一項の規定による市町村の設置する幼稚園において発生した入園児虐待の状況等の報告
 八 略

三 略

別表第三十(第六条関係)

一・三略
 権限移譲対象事務
 四 学校教育法第二十八条第二項において準用する就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(以下この表において「準用認定子ども園法」という。)(第二十七条の五第一項の規定による私立の幼稚園に係る一般通告等があった旨の通知の

別表第三十(第六条関係)

一・三略
 権限移譲対象事務
 略
 対象市町村

<p>五 準用認定子ども園法第二十七条の五第二項の規定による私立の幼稚園における入園見学の状況等を確認するための措置</p> <p>六 準用認定子ども園法第二十七条の五第三項の規定による私立の幼稚園の設置者に対する指導等</p> <p>七 準用認定子ども園法第二十七条の六第一項の規定による私立の幼稚園に係る第五号に掲げる措置等の内容等の報告</p> <p>八・九 略</p>		受理
<p>別表第五十三（第八条関係）</p> <p>一〜七 略</p> <p>権限移譲対象事務</p>		対象市町村
<p>備考 この表に掲げる権限移譲対象事務は、県以外のものがカルガモ、トビ、キジバト、カワラバト、ヒヨドリ、ニユウナイスズメ、スズメ、ムクドリ、ハシボソガラス、ハシブトガラス、ハクビシン及びツキノワグマによる生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害を防止する目的（ツキノワグマにあつては、人への被害を防止する目的に限る。）で行うこれらの鳥獣の捕獲等及びこれらの鳥獣（ハクビシン及びツキノワグマを除く。）の卵の採取等に係るものに限る。</p>		略

<p>四・五 略</p>		
<p>別表第五十三（第八条関係）</p> <p>一〜七 略</p> <p>権限移譲対象事務</p>		対象市町村
<p>備考 この表に掲げる権限移譲対象事務は、県以外のものがゴイサギ、カルガモ、トビ、キジバト、カワラバト、ヒヨドリ、ニユウナイスズメ、スズメ、ムクドリ、ハシボソガラス、ハシブトガラス、ハクビシン及びツキノワグマによる生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害を防止する目的（ツキノワグマにあつては、人への被害を防止する目的に限る。）で行うこれらの鳥獣の捕獲等及びこれらの鳥獣（ハクビシン及びツキノワグマを除く。）の卵の採取等に係るものに限る。</p>		略

「秋田県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例案」 について（議案第77号）

デジタル政策推進課

1 改正理由

行政手続等に係る関係者の利便性の向上、行政運営の簡素化及び効率化並びに社会経済活動の更なる円滑化を図るため、情報通信技術を活用した行政の推進について、情報システムの整備、情報通信技術の利用のための能力又は利用の機会における格差の是正その他の情報通信技術を利用する方法により手続等を行うために必要となる事項に関する規定を整備する必要がある。

2 改正内容

- (1) 題名を「秋田県情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例」に改める。
- (2) 県は、行政手続等に係る情報システムを整備し、整備に当たっては安全性や信頼性を確保するために必要な措置を講じなければならないこととする。（改正後の第3条関係）
- (3) 行政機関間の情報連携など一定の条件が整った場合、県の機関等が定めるところにより、申請等における添付書類を省略することができることとする。（改正後の第8条関係）
- (4) 県は、情報通信技術の利用のための能力等における格差の是正を図るために必要な措置を講じなければならないこととする。（改正後の第9条関係）
- (5) 県は、市町村と緊密に連携し、及び協力して、情報通信技術を活用した行政の推進を図るよう努めるものとする。（改正後の第10条関係）
- (6) その他所要の規定の整備を行う。

3 施行期日等

- (1) この条例は、令和8年4月1日から施行する。
- (2) この条例の施行に関し所要の経過措置を規定する。
- (3) 秋田県県税条例及び秋田県証紙条例について所要の規定の整理を行う。

【参考】

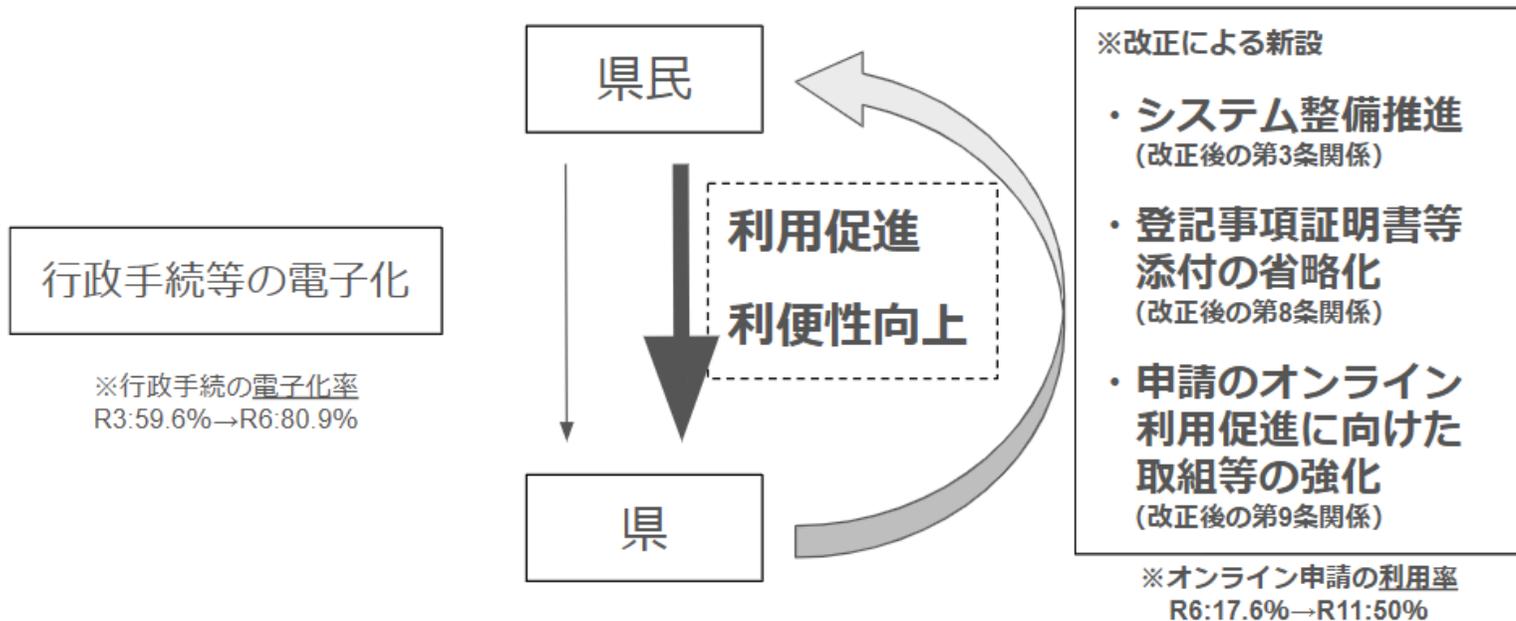
条例に規定する事項	改正前	改正後
行政手続等に関する情報システムの整備（義務）	—	第3条
行政手続等のオンライン化	第3条～第6条	第4条～第7条
申請等における添付書類（登記事項証明書等）の省略化	—	第8条
情報通信技術の利用のための能力等における格差是正を図る措置（義務）	—	第9条
市町村との連携・協力（努力義務）	—	第10条

「秋田県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例案」イメージ

現状（～R7）



改正後（R8～）



新	旧
<p>秋田県情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例</p> <p>(目的)</p> <p>第一条 この条例は、情報通信技術を活用した行政の推進について、情報システムの整備、情報通信技術の利用のための能力又は利用の機会における格差の是正その他の情報通信技術を利用する方法により手続等を行うために必要となる事項を定めることにより、手続等に係る関係者の利便性の向上、行政運営の簡素化及び効率化並びに社会経済活動の更なる円滑化を図ることを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 九 略</p> <p>十 手続等 申請等、処分通知等、縦覧等又は作成等をいう。</p> <p>(情報システムの整備等)</p> <p>第三条 県は、情報通信技術（デジタル社会形成基本法（令和三年法律第二十五号）第二条に規定する情報通信技術をいう。以下同じ。）を利用して行われる手続等に係る県の情報システム（以下この条において「情報システム」という。）を整備しなければならない。</p> <p>2 県は、前項の規定による情報システムの整備に当たっては、当該情報システムの安全性及び信頼性を確保するために必要な措置</p>	<p>秋田県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例</p> <p>(目的)</p> <p>第一条 この条例は、県の機関等に係る申請、届出その他の手続等に関し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができるようにするための共通する事項を定めることにより、県民の利便性の向上を図るとともに、行政運営の簡素化及び効率化に資することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 九 略</p> <p>第三条 県の機関等は、申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定により 書類等により行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、県の機関等の定めるところにより、電子情報処理組織（県の機関等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請等をする者）と申請等をする者との使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行わせることができる。</p> <p>2 前項の規定 により行われた申請等については、当該申請等を書類等により行うものとして規定した申請等に関する条例等の規定にかかわらず、当該申請等に関する他の規定を適用する。</p> <p>3 第一項の規定 により行われた申請等は、同項の 県の機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該県の機関等に到達したものとみなす。</p> <p>4 第一項の場合において、県の機関等は、当該申請等に関する他の条例等の規定により 署名等を行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、氏名</p>

の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。第八条において同じ。）の利用その他の氏名又は名称を明らかにする措置であつて県の機関等が定めるものをもって代えることができる。

- 5 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、申請等に係る書類等のうちその原本を確認する必要があるものがある場合その他の当該申請等のうちに第一項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合として県の機関等が定める場合には、県の機関等の定めるところにより、当該申請等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第二項中「行われた申請等」とあるのは、「行われた申請等（第五項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第四項までにおいて同じ。）」とする。

（電子情報処理組織による処分通知等）

第五条 処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定において書類等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、県の機関等の定めるところにより、県の機関等が定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該処分通知等を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の県の機関等が定める方式による表示をする場合に限る。

- 2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた処分通知等については、当該処分通知等に関する他の条例等の規定により行われたものと同みなして、当該条例等その他の当該処分通知等に関する条例等の規定を適用する。
- 3 第一項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた処分

又は名称を明らかにする措置であつて県の機関等が定めるものをもって当該署名等に代えさせることができる。

（電子情報処理組織による処分通知等）

第四条 県の機関等は、処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定により書類等により行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、県の機関等の定めるところにより、電子情報処理組織（県の機関等の使用に係る電子計算機と処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行うことができる。

- 2 前項の規定により行われた処分通知等については、当該処分通知等を書類等により行うものとして規定した処分通知等に関する条例等の規定に規定する書類等により行われたものと同みなして、当該処分通知等に関する条例等の規定を適用する。
- 3 第一項の規定により行われた処分

通知等は、当該処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該処分通知等を受ける者に到達したものとみなす。

- 4 処分通知等のうち 当該処分通知等に関する他の条例等の規定において署名等をするものが規定されているものを第一項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であつて県の機関等が定めるものをもって代えることができる。
- 5 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、処分通知等に係る書類等のうちその原本を交付する必要があるものがある場合その他の当該処分通知等のうちに第一項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合として県の機関等が定める場合には、県の機関等の定めるところにより、当該処分通知等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第二項中「行われた処分通知等」とあるのは、「行われた処分通知等（第五項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第四項までにおいて同じ。）」とする。

（電磁的記録による縦覧等）

第六条 縦覧等のうち当該縦覧等に関する他の条例等の規定において書類等により行うことが規定されているもの（申請等に基づくものを除く。）については、当該条例等の規定にかかわらず、県の機関等の定めるところにより、

- 2 当該書類等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類を縦覧等を行うことができる。
- 2 前項の電磁的記録に記録されている事項又は書類により行われた縦覧等については、当該縦覧等に関する他の

通知等は、同項の処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該処分通知等を受ける者に到達したものとみなす。

- 4 第一項の場合において、県の機関等は、当該処分通知等に関する他の条例等の規定により、署名等をするものとして行われるものについては、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であつて県の機関等が定めるものをもって当該署名等に代えることができる。

（電磁的記録による縦覧等）

第五条 県の機関等は、縦覧等のうち当該縦覧等に関する他の条例等の規定により、書類等により行うこととしているもの（申請等に基づくものを除く。）については、当該条例等の規定にかかわらず、県の機関等の定めるところにより、書類等の縦覧等に代えて当該書類等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の縦覧等を行うことができる。

- 2 前項の規定により行われた縦覧等については、当該縦覧等を書類等により行うものとして

条例等の規定により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該縦覧等に関する条例等の規定を適用する。

(電磁的記録による作成等)

第七条 作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定において書類等により行うことが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、県の機関等の定めるところにより、書類等の作成等に代えて当該書類等に係る電磁的記録により行うことができる。

2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関する他の書類等により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該作成等に関する条例等の規定を適用する。

3 作成等のうち
当該作成等に関する他の条例等の規定において署名等を行うことが規定されているものを第一項の電磁的記録により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であつて県の機関等が定めるものをもって代

(添付書類等の省略)

第八条 申請等をする者に係る住民票の写し、登記事項証明書その他の県の機関等が定める書類等であつて当該申請等に関する他の条例等の規定において当該申請等に際し添付することが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、県の機関等が、当該申請等をする者が行う電子情報処理組織を使用した個人番号カードの利用その他の措置であつて当該書類等の区分に応じ県の機関等が定めるものにより、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、当該書類等により確認すべき事項に係る情報を

規定した縦覧等に関する条例等の規定に規定する書類等により行われたものとみなして、当該縦覧等に関する条例等の規定を適用する。

(電磁的記録による作成等)

第六条 県の機関等は、作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定により 書類等により行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、県の機関等の定めるところにより、書類等の作成等に代えて当該書類等に係る電磁的記録の作成等を行うことができる。

2 前項の規定により行われた作成等については、当該作成等を書類等により行うものとして規定した作成等に関する条例等の規定に規定する書類等により行われたものとみなして、

3 第一項の場合において、県の機関等は、当該作成等に関する他の条例等の規定により 署名等を行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であつて県の機関等が定めるものをもって当該署名等に代えることができる。

入手し、又は参照することができる場合には、添付することを要しない。

(情報通信技術の利用のための能力等における格差の是正)

第九条 県は、情報通信技術を活用した行政の推進に当たっては、全ての者が情報通信技術の便益を享受できるよう、情報通信技術の利用のための能力又は知識経験が十分でない者が身近に相談、助言その他の援助を求めることができるようにするための施策、当該援助を行う者の確保及び資質の向上のための施策その他の年齢、障害の有無等の心身の状態、地理的な制約、経済的な状況その他の要因に基づく情報通信技術の利用のための能力又は利用の機会における格差の是正を図るために必要な施策を講じなければならない。

(市町村との連携)

第十条 県は、市町村と緊密に連携し、及び協力して、情報通信技術を活用した行政を推進するよう努めるものとする。

(情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況の公表)

第十一条 知事は、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる県の機関等に係る申請等及び処分通知等その他の条例の規定による情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況について、インターネットの利用その他の方法により随時公表するものとする。

秋田県県税条例の一部改正（附則第四項第一号による改正）

新

(環境性能割の申告納付)

旧

(環境性能割の申告納付)

(電子情報処理組織の使用等)

第七条 知事は、少なくとも毎年度一回、県の機関等が電子情報処理組織を使用して行わせ、又は行うことができる申請等及び処分通知等その他の条例の規定による情報通信技術の利用に関する状況について、インターネットの公表するものとする。

第二百二十四条の八 略

6 環境性能割の納税義務者は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して新規登録又は移転登録の申請を行う場合において、秋田県情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（平成十九年秋田県条例第一号）第四条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して、又は法第七百四十七条の二第一項の規定により地方税関係手続用電子情報処理組織（法第七百六十二条第一号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織をいう。第百二十七条の二において同じ。）を使用し、かつ、地方税共同機構を経由して、第一項の規定による申告書を提出するときは、第四項の規定にかかわらず、納付すべき環境性能割額に相当する現金を納付しなければならない。

第二百二十四条の八 略

6 環境性能割の納税義務者は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して新規登録又は移転登録の申請を行う場合において、秋田県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成十九年秋田県条例第一号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して、又は法第七百四十七条の二第一項の規定により地方税関係手続用電子情報処理組織（法第七百六十二条第一号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織をいう。第百二十七条の二において同じ。）を使用し、かつ、地方税共同機構を経由して、第一項の規定による申告書を提出するときは、第四項の規定にかかわらず、納付すべき環境性能割額に相当する現金を納付しなければならない。

（種別割の徴収の方法の特例）
第百二十七条の二 納税者が情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して新規登録の申請を行う場合において、秋田県情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例 第四条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して、又は法第七百四十七条の二第一項の規定により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構を経由して、第百三十条第一項の規定による申告書を提出するときは、前条第一項及び第二項の規定にかかわらず、当該納税者が当該登録の申請をした際に、当該登録の申請に係る自動車に係る種別割を法施行規則第九条の十六に規定する方法により徴収する。

（種別割の徴収の方法の特例）
第百二十七条の二 納税者が情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して新規登録の申請を行う場合において、秋田県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して、又は法第七百四十七条の二第一項の規定により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構を経由して、第百三十条第一項の規定による申告書を提出するときは、前条第一項及び第二項の規定にかかわらず、当該納税者が当該登録の申請をした際に、当該登録の申請に係る自動車に係る種別割を法施行規則第九条の十六に規定する方法により徴収する。

秋田県証紙条例の一部改正（附則第四項第一号による改正）

新 旧

（証紙による収入の方法により徴収する歳入）
第二条 使用料及び手数料で規則で定めるもの並びに自動車税の環境性能割（地方税法第六十二条第一項の規定によつて納付する自動車税の環境性能割（同法第七十条の規定による当該自動車税の環境性能割に係る延滞金を含む。）に限る。）、自動車税の種別割（同法第七十七条の十一第三項に定める自動車税の種別割をいう。）、及び狩猟税は、証紙による収入の方法により徴収する。ただし、次に掲げるものについては、この限りでない。
一 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う申請等又は秋田県情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（平成十九年秋田県条例第一号）第四条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う申請等に係るものであつて、当該申請等により得られた納付情報による納付の方法により徴収するもの
二・三 略

（証紙による収入の方法により徴収する歳入）
第二条 使用料及び手数料で規則で定めるもの並びに自動車税の環境性能割（地方税法第六十二条第一項の規定によつて納付する自動車税の環境性能割（同法第七十条の規定による当該自動車税の環境性能割に係る延滞金を含む。）に限る。）、自動車税の種別割（同法第七十七条の十一第三項に定める自動車税の種別割をいう。）、及び狩猟税は、証紙による収入の方法により徴収する。ただし、次に掲げるものについては、この限りでない。
一 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う申請等又は秋田県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成十九年秋田県条例第一号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う申請等に係るものであつて、当該申請等により得られた納付情報による納付の方法により徴収するもの
二・三 略

「秋田県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案」について（議案第78号）

デジタル政策推進課

1 改正理由

自然災害によりその居住する住宅等に被害を受けた者に対する生活の再建を支援するための支援金（被災者生活再建支援金）の支給に関する事務の効率化を図るため同事務を個人番号を利用することができる事務とするとともに、法改正（準法定事務を定める省令の施行）に伴い所要の規定の整理を行う必要がある。

2 改正内容

- (1) マイナンバーを利用することができる事務（独自利用事務）に被災者生活再建支援金の支給事務を追加する。（別表第1関係）
- (2) 準法定事務と重複する独自利用事務を廃止する。

<参考>

区分	改正前	改正後
独自利用事務	<ul style="list-style-type: none"> ・心身障害者扶養共済制度の掛金の減免に関する事務 ・私立高校の入学料及び授業料の軽減に関する事務 ・特別支援学校等の就学支援に関する事務 ・県立中学校の就学援助に関する事務 	<ul style="list-style-type: none"> ・心身障害者扶養共済制度の掛金の減免に関する事務 ・私立高校の入学料及び授業料の軽減に関する事務 ・特別支援学校等の就学支援に関する事務 ・県立中学校の就学援助に関する事務 ・被災者生活再建支援金支給事務（追加）
	<ul style="list-style-type: none"> ・外国人の生活保護に関する事務 ・肝炎の治療又は検査に要する費用の助成に関する事務 ・高等学校等及び専攻科の奨学給付金の支給に関する事務 ・高等学校等学び直し支援金の支給に関する事務 ・高等学校専攻科の授業料支援金の支給に関する事務 	<p>（準法定事務と重複する事務のため廃止）</p>

3 施行期日

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

秋田県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

新

旧

秋田県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例

秋田県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

(趣旨)
第一条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号。以下「法」という。）第九条第二項の規定に基づく個人番号の利用に必要な事項を定めるものとする。

(趣旨)
第一条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号。以下「法」という。）第九条第二項の規定に基づく個人番号の利用及び法第十九条第十一号の規定に基づく特定個人情報の提供に必要な事項を定めるものとする。

(個人番号の利用範囲)
第三条 法第九条第二項の条例で定める事務は、別表の上欄に掲げる県の執行機関が行う同表の下欄に掲げる事務及び県の執行機関が行う特定個人番号利用事務とする。

(個人番号の利用範囲)
第三条 法第九条第二項の条例で定める事務は、別表第一の上欄に掲げる県の執行機関が行う同表の下欄に掲げる事務、別表第二の上欄に掲げる県の執行機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び県の執行機関が行う特定個人番号利用事務とする。

2) 県の執行機関は、特定個人番号利用事務を処理するために必要な限度で、利用特定個人情報であって当該県の執行機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報

2) 別表第二の上欄に掲げる県の執行機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の下欄に掲げる特定個人情報であって当該県の執行機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

3) 県の執行機関は、特定個人番号利用事務を処理するために必要な限度で、利用特定個人情報であって当該県の執行機関が保有するものを利用することができる。この場合においては、前項た

提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

4) 第二項の規定により特定個人情報を利用する場合において、他の条例等の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(特定個人情報の提供)

第四条 法第十九条第十一号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第三の第一欄に掲げる県の執行機関（以下「情報照会機関」という。）が、同表の第三欄に掲げる県の執行機関（以下「情報提供機関」という。）に対し、同表の第二欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第四欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、当該情報提供機関が当該特定個人情報を提供するときとする。

2) 前項の規定による特定個人情報の提供があった場合において、他の条例等の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

第四条 略

第五条 略

別表 (第三条関係)

別表第一 (第三条関係)

別表 (第三条関係)		事務
執行機関	一 知事	自然災害によりその居住する住宅等に被害を受けた者に対する生活の再建を支援するための支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
二 略		

別表第一 (第三条関係)		事務
執行機関	一 知事	生活に困窮する外国人（日本の国籍を有しない者をいう。以下同じ。）に対する保護のための措置に関する事務であって規則で定めるもの
二 略		

三略	
四・五略	

三知事	肝炎対策基本法（平成二十一年法律第九十七号）第二条第三号に規定する肝炎患者等に対する肝炎の治療又は検査に要する費用の助成に関する事務であつて規則で定めるもの
四略	略
五知事又は教育委員会	高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）第二条に規定する高等学校等（同条第三号の特別支援学校の高等部を除く。）に在学する生徒若しくは学生の保護者等（同法第三条第二項第三号に規定する保護者等をいう。以下この項において同じ。）又は高等学校若しくは中等教育学校の後期課程の専攻科に在学する生徒の保護者等に対する奨学のための給付金の支給に関する事務であつて規則又は教育委員会規則で定めるもの
六知事又は教育委員会	高等学校等就学支援金の支給に関する法律第二条に規定する高等学校等を退学した後、同条に規定する高等学校等（同条第三号の特別支援学校の高等部を除く。）に入学した者に対する同法第三条第一項に規定する就学支援金の額に相当する額の支援金の支給に関する事務であつて規則又は教育委員会規則で定めるもの
七知事又は教育委員会	高等学校又は中等教育学校の後期課程の専攻科に在学する生徒に対する授業料に係る支援金の支給に関する事務であつて規則又は教育委員会規則で定めるもの
八・九略	略

別表第二（第三条関係）
 執行機関 事務 特定個人情報

知事	生活に困窮する外国人に対する保護のための措置に関する事務であつて規則で定めるもの
	児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）による小児慢性特定疾病医療費、療育の給付若しくは障害児入所給付費の支給、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和二十九年法律第二百二十九号）による資金の貸付け、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）による自立支援給付の支給、生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給又は児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）による児童扶養手当、母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第三十四号）（による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）（附則第九十七条第一項の福祉手当、特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当若しくは中国

		別表第三(第四条関係)	
情報照会機関	知事	生活に困窮する外国人に対する保護のための措置に関する事務	特定個人情報
情報提供機関	教育委員会	規則で定めるもの	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁又は学校保健安全法(昭和三十三年法律第五十六号)による医療に要する費用についての援助に関する情報であつて教育委員会規則で定めるもの
		残留邦人等支援給付等の支給に関する情報であつて規則で定めるもの	

住民基本台帳法施行条例の一部改正(附則第二項による改正)

別表第一(第二条関係)		別表第一(第二条関係)	
一～六 略	七 秋田県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用	一～六 略	七 秋田県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成二十七年秋田県条例第六十八号)別表第一の下欄に掲げる事務のうち知事が行うもの

別表第二(第三条関係)		別表第二(第三条関係)	
執行機関	教育委員会	執行機関	教育委員会
事務	秋田県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用	事務	秋田県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成二十七年秋田県条例第六十八号)別表第一の下欄に掲げる事務のうち教育委員会が行うもの